

# 説 明 書

## 1. 業務名

平成30年度訪日外国人旅行者周遊促進事業  
「JATA会と連携した招請事業」

## 2. 実施時期

契約締結の日～平成31年3月20日

## 3. 業務の目的

我が国では「訪日外国人旅行者数については、2020年には4,000万人、2030年には6,000万人」を実現するために、これまで以上に効果的なプロモーションを展開していく必要がある。

山陰インバウンド機構においては、2020年には、40万人延べ泊以上を目標に、2018年度（4月～3月）においては、25万人延べ泊以上を達成することを目的としている。

そのような状況を踏まえ、本事業では、山陰地区の重点市場である海外の6市場（韓国、香港、台湾、タイ、シンガポール、中国など）の旅行会社又はメディア等を招請し山陰地域の観光の魅力や旅の楽しみ方をアピールすることによって、当該地域の旅行商品化及び山陰送客拡大を目標とする。

さらに、香港市場を対象として、香港に現地事務所機能を有することにより、ツアー造成、ツアー催行に繋げ、香港からの訪日外国人旅行者の誘客促進を図り、香港～米子便の搭乗率を高いレベルで維持継続させる事も目的とし、当該事業を通じて送客1,000人（延べ泊3,000人）を目標として誘客を図る。

## 4. 業務の内容

上記の海外6市場（韓国、香港、台湾、タイ、シンガポール、中国）の旅行会社（又はメディアなど）の招請による視察ツアー及び商談会実施、その後の山陰旅行商品造成支援（ノベルティー作成含む）

海外の6市場において日本への送客意欲の高い旅行会社、メディアを山陰（鳥取県、島根県）に招請し、外国人旅行者の視点で当該地域を巡り、地域の観光資源の魅力を理解並びに体感してもらう視察ツアーを実施すること。また、招請ツアー中に商談会を1回以上実施し、山陰両県の観光・宿泊施設等を対象とした直接交渉する場を設けること。

### I. 視察ツアー

#### (1) 招請社数及び人数

現地において知名度が高く、送客実績のある旅行会社を各市場2社2名以上（6市場で合計12社12名以上）選定し、事業効果が最大となるように提案すること。なお、旅行会社（又はメディア）の選定・招請及び連絡調整に要する経費を負担すること。

#### (2) 招請時期

平成30年7月～11月頃 3泊4日以上（国内ツアー一部分）

(3) 利用航路

利用空港は視察を効率よく進めることができる空港を設定し、提案すること。ただし、航空機はエコノミークラスの利用を原則とすること。

(4) 移動手段

移動に使用する交通手段は、専用車両を原則とすること。乗務員に係る宿泊・食事に要する費用、有料道路等利用料及び駐車料金は経費に含めること。

なお、一部公共交通機関を利用することも可とするが、被招請者の荷物運搬を考慮した上、交通アクセスや周辺観光施設などの情報も適宜提供すること。

(5) 視察地等

対象地域の観光資源の魅力を効果的に体感できる行程を企画提案すること。なお、行程には視察後速やかに旅行商品として利用可能な配慮を含めること。

また、被招請者の要望に沿った柔軟な視察もできるように配慮し、全日程の宿泊、食事、視察地についての手配、運営を行うこと。

(6) 宿泊等

宿泊は、鳥取県、島根県で各1泊以上とし、旅館の場合は夕朝食付き1部屋2名以内、ホテルの場合は、朝食付き1部屋1名を原則とすること。また、被招請者のほかに後記の通訳案内士、添乗員、随行者を加え、原則、一館において全ての部屋分を手配すること。

(7) 通訳・案内等

①通訳案内士（各市場に対応した言語）1名を手配し、被招請者の日本入国時から出国時までの国内全行程において被招請者に随行し、通訳・ガイド業務を行わせること。

②ツアー行程全般を統率する添乗員1名を添乗させ、被招請者の日本入国時から出国時までの国内全行程において、被招請者に随行し、添乗業務を行わせること。

なお、日本側関係者が随行者として同行する場合は食事・宿泊についての手配のみを行い、経費には含めないこと。

(8) その他

①ツアー中は、長時間にわたる移動が予測されるので、移動中に飲料や簡単な軽食等が摂れるよう配慮すること。ツアー中の食事は、被招請者の嗜好や習慣に配慮するとともに、偏った内容とならないよう留意すること。

②施設入場料や参考資料等の購入、翻訳等ツアーの円滑な実施に必要な経費を負担すること。

③被招請者の日本滞在中における万一の事態や第三者に対する損害を補償するべき責に対し、対応可能な備えを事前に行うこと。

## II. 商談会

(1) 開催時期・回数

平成30年7月頃～11月頃（招請ツアー中）・1回（2時間程度）

(2) 開催場所

商談会を開催する場所は提案によるものとするが、後述の参加者が全て収容できる宿泊施設等の会場等を確保すること。

(3) 参加者

海外側参加者 旅行会社6社6名以上で実施（被招請者）

日本側参加者 山陰両県内の宿泊施設、観光施設、交通事業者等10～15社程度

(4) 留意事項

i) 運営方式

商談は、海外エージェントが着席し、日本側参加者が個別にテーブルを回る形式とする。

個々の商談の組合せは、事前のマッチングによる商談（海外エージェントと日本側参加者の希望するマッチングをそれぞれ実施すること）の他、フリーの商談も行うこと。

マッチングに当たっては、日本側参加者、海外エージェント双方への参加者情報の提供を行い、可能な限りニーズに応じた相手との商談が可能となるよう配慮すること。

商談1回当たり10分間以上としてスケジュールを設定するとともに、実施にあたって、参加者へ留意事項の事前周知を行うなど、円滑な運営に留意すること。

ii) 司会・通訳等

商談会の開催中、会場に進行用の司会1名を配置すること。

海外エージェントのうち日本語が話せない者のために、必要な数の通訳（スムーズな商談が行える通訳）を配置すること。

iii) その他

日本側参加者の選定は要しないが、開催案内等必要な連絡調整は行うこと。

商談会の開催に必要な機材類等の調達と提供を行うこと。

(5) 山陰行きの商品造成支援について

上記招聘の旅行会社等に対し、山陰行き旅行商品造成パンフレット等を10種類以上造成支援し、現地旅行会社の店頭、或いは各市場の海外旅行博覧会等において、直接顧客に販売できる体制をとり販売拡大できるように配慮すること。

また、日本国内の在住の外国人に対しても山陰旅行を提案、推進できる体制にも配慮して商品造成を調整すること。

(6) ノベルティー作成について

各市場の海外旅行博覧会や招請事業時に配布できるノベルティー制作についても提案すること。山陰への関心度が高まり、山陰旅行への動機づけとなるように配慮調整すること。

III. **香港現地事務所機能の設置とその運営**

香港において一般消費者に影響力のある旅行会社に対して、常に営業活動、山陰コース提案を実施できる事務所機能を設置し、前項にて招請された旅行会社等の造成する旅行商品等の企画提案、ツアー催行支援を以下に留意して実施すること。

(1) 事務所機能設置時期

平成30年7月頃～平成31年2月下旬

(2) 事務所機能の業務内容

香港の一般消費者を訴求対象として、前項にて招請する旅行会社等が造成する山陰両県の旅行商品のコース提案、四季折々の山陰の素材提供等が十分に供給できるよう、事務所機能を最大限に活用して山陰への送客に貢献すること。

(3) 留意事項

①香港事務所機能の設置活用で効果的な山陰送客が図れるようにできるよう具体的に提案をす

ること。

- ②委託期間中、1回以上は香港の事務所機能を訪問し、その進捗状況、山陰商品の造成進捗の管理を行うこと。山陰インバウンド機構の職員1名分の往復国際航空券、ホテルなどの宿泊経費、滞在経費なども事業費に含むこと。
- ③具体的な業務管理内容について、可能な限り山陰インバウンド機構の内容確認を受けること。

#### IV 事業効果の調査・分析業務

被招請者に対しアンケート調査を実施し、本事業の効果を調査・分析すること。調査にあたっては、海外対象市場での山陰商品露出による反響、視察、又は取材した観光地の評価等の把握手法についても提案するとともにそれに基づき、実績評価等を把握すること。

なお、調査・分析の結果について随時報告を行うとともに、本事業による送客数、延べ宿泊数などを後記の実施報告書によりとりまとめること。

#### 5. 成果物の提出等

##### (1) 成果物

事業実施した媒体（旅行パンフレットや掲載雑誌等）	5組
事業実施報告書（A4判）	5部

##### (2) 提出場所

（一社）山陰インバウンド機構

##### (3) 提出期限

平成31年3月20日（水）

なお、作成にあたっては、以下について留意のこと。

- ① 事前に監督職員の承認を受けること。
- ② 事業実施状況等をわかり易く編集すること。
- ③ 事業実施による効果を調査し、取りまとめること。

#### 6. その他

- (1) 当該業務は「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金」の活用を前提として実施するものであり、最適な提案書の提出者との契約手続は補助金の交付決定後に行うものとする。  
また、本事業の交付決定がなされなかった場合、または交付決定額に変更があった場合は、契約を締結しない場合がある。
- (2) （一社）山陰インバウンド機構と十分協議しながら事業を進めること。
- (3) 事業の実施にあたっては、「Japan. Endless Discovery.」のロゴマークや「縁の道～山陰～」のロゴマークを使用するなど、国の進める事業の趣旨に沿って行うよう配慮すること。
- (4) 可能な限り日本政府観光局（JNTO）が運営するWebサイト（<http://www.jnto.go.jp/>）や（一社）山陰インバウンド機構が運営するWebサイト（<https://www.sanin-tourism.com/>）へのリンク設定、URL・QRコードの掲載などによって、インターネットでの検索やアクセスが可能な環境を整備し、各Webサイトへの誘導に配慮すること。